

## 「いしかり創業促進助成金」の非対象業種一覧表

- (1) 郵便業（中分類）（信書便事業を除く。）
- (2) 金融業、保険業（大分類）のうち次に掲げるもの
  - ア 銀行業（中分類）
  - イ 協同組織金融業（中分類）
  - ウ 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（中分類）
  - エ 金融商品取引業、商品先物取引業（中分類）
  - オ 補助的金融業等（中分類）
  - カ 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）（中分類）のうち次に掲げるもの
    - (ア) 生命保険業（小分類）
    - (イ) 損害保険業（小分類）
    - (ウ) 共済事業、少額短期保険業（小分類）
- (3) その他の洗濯・理容・美容・浴場業（小分類）のうち他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（細分類）のうちソーブランド業
- (4) 娯楽業（中分類）のうち次に掲げるもの
  - ア 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類）
  - イ 遊戯場（小分類）のうちパチンコホール（細分類）
  - ウ その他の娯楽業（小分類）のうち他に分類されない娯楽業（細分類）のうち場外馬券売場、場外車券売場
- (5) 社会保険・社会福祉・介護事業（中分類）のうち次に掲げるもの
  - ア 社会保険事業団体（小分類）
  - イ 福祉事務所（小分類）
  - ウ その他の社会保険・社会福祉・介護事業（小分類）のうち更生保護事業（細分類）
- (6) 郵便局（中分類）（郵便局受託業（小分類）のうちその他の郵便局受託業（細分類）を除く。）
- (7) その他の事業サービス業（中分類）のうち他に分類されない事業サービス業（小分類）のうち他に分類されないその他の事業サービス業（細分類）のうち取立業、集金業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）
- (8) 政治・経済・文化団体（中分類）
- (9) 奢侈遊興にわたるもので料金が大衆的でないもの
- (10) 公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの

（注）日本標準産業分類により判別する。なお、本項に掲げる業種中の（）内は、同分類項目を示し、分類項目名の表示のないものは、日本標準産業分類上の内容例示の業種である。